

○財務省告示第四百四十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十四年三月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年四月十日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
六回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項、第四十七条及び第六十  
二条第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であって、財

六					五										
イ					ロ										
発					方募										
入	価	入	・	別	債	行	争	非	者	特	国	入	価	法	入
札	格	札	第	参	市	及	入	札	・	第	債	札	格	決	定
発	競	発	Ⅱ	加	場	び	札	格	第	参	市	発	競	争	の
行	争	行	非	者	特	国	発	競	Ⅰ	加	場	行	争		

額面金額で六千四百十六億円  
 うち、財政法第四十一条の規定  
 に基づき発行した利付国債に  
 ついては、金額は、十億八千  
 六百万円、特別会計の項に  
 関する法律第四十六条の  
 第一項の規定に基づき、金額  
 は、九百五十億八千三百七十  
 五万円に過ぎない。

務大臣が各国債市場特別参加者  
 にごとに発行（以下、国債市場  
 参加者）の発行価格競争札  
 発「と」いう。非価格競争札  
 各申込みの応募額を割り当てる。各  
 国債市場特別参加者ごとの  
 当てる。各申込みの応募額を  
 各申込みの応募額を割り当てる。

八

最低額面金

五万円

八百七十二億八千九百万円

円五百七十七億八千四百五十八万

七

払込金

六十億七千万円

特別会計に關する法律第十四条付

ハ

行争非者特国

行争非者特国

行争非者特国

行争非者特国

行争非者特国

行争非者特国

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

特別会計に關する法律第十四条付

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 行 日

ロ イ 一 額 平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 一 日

十 十 三 二 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行 日

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発 行 行 日  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

振 替 法 規 定 に よ る 最 低 額 面 金  
の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金  
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
す る 。  
平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 一 日

(一) 年 二 〇 一 十 年 募 入 決 定 額 の 通 知 を 受 け た 者

式 号 規 定 出 した 額 を 第 二  
十 号 の 規 定 す る 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。  
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二)

発 行 時 にお いて 振 替 口 座 簿 中 の 利 子  
に 係 る 所 得 税 が 泉 徴 収 さ れ  
る も の 記 載 又 は 振 替 口 座 簿 中 の 利 子  
の 口 座 記 載 又 は 振 替 口 座 簿 中 の 利 子  
の 記 載 又 は 振 替 口 座 簿 中 の 利 子

二十	十九	十八	十七	十六		十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以後	初期利子

平成二十四年三月二十一日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

平成五十四年三月二十日

額面金額

平子を支払う。六月間に属する

利子をその日以前。六月間に属する

て、その日以前。六月間に属する

を、その日以前。六月間に属する

毎年三月二十日及び九月二十日

第二期以後の利子

控除することができる。

平成二十四年九月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以

下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。）。

額面金額  $\times \frac{20}{100} \times \frac{1}{2}$

に算出した金額から当該

金額の十分の二十を乗じた金

額（おただし、当該国債を發行

時において取得する者が非居

住者又は外国法人である場合又

に、前記（一）の算式により算

出した金額に当該非居住者又

は外国法人が適用を受ける所

得税の税率を乗じた金額）を

控除することができる。